

入札保証金・契約保証金についての留意事項

本校、自動販売機設置場所貸付入札に係る、入札保証金および契約保証金につきまして、下記のとおり取り扱うことといたします。

群馬県財務規則 1 7 3 条第 1 項第 2 号の規定により、群馬県の物件等購入資格者名簿に登載されている入札希望業者は、入札保証金および契約保証金の納付を免除といたします。下記事務手続きにつきましても、不要となりますのでご注意ください。

入札保証金および契約保証金の納付方法につきましては、原則として現金での納付をお願いいたします。

以下、現金での納付方法についての説明となりますが、金融機関の保証、国債、地方債、金融機関が支払保証をした小切手等での納付方法がありますので、現金以外での納付方法を希望される入札希望業者の方は、担当：伊藤 までご連絡ください。

(TEL 027-370-6663)

1 (群馬県財務規則第 1 7 2 ~ 1 7 4 条該当)

入札保証金とは、県が契約を締結するにあたって、競争入札に付した場合、契約の締結を担保するとともに落札者が万一契約を締結しないときに県が被る損害の補償を容易にするために、入札参加者から入札直前に徴しておく保証金です。

(1) 納付する金額の算定は以下例を参考にしてください。(契約希望金額の 1 0 0 分 5 以上)

※ 百円未満は切り上げのうえ、千円単位での納付をお願いいたします

例 1 【屋内設置自動販売機 (物件番号 1・2) の場合

(消費税および地方消費税が落札金額に別途課税されます。)

入札保証金額 = (契約希望金額 : 入札書記載金額 × 1.08) × 0.05

入札書記載金額 1,800,000 円

契約希望金額 1,944,000 円

入札保証金額 97,200 円以上必要 → 入札保証金額例 : 98,000 円

例 2 【屋外設置自動販売機 (物件番号 3) の場合

(消費税および地方消費税は非課税です。)

入札保証金額 = (契約希望金額 = 落札書記載金額) × 0.05

入札書記載金額 1,800,000 円

契約希望金額 1,800,000 円

入札保証金額 90,000 円以上必要 → 入札保証金額例 : 90,000 円

各物件に係る入札保証金は、入札前に全物件分をお預かりいたします。

例によると、全物件分の入札に参加する場合は、

98,000 円 + 98,000 円 + 90,000 円 = 286,000 円が必要となります。

(2) 入札保証金を納付するにあたり「入札保証金提出書」・「入札保証金保管証書」・「入札保証金還付申請書」の提出が必要です。

押印のため代表者の印鑑（登録印）を持参してください。入札日当日に代表者印（登録印）の持参が難しい場合は、事前に押印のうえ、各用紙を持参してください。

(3) 落札となった場合は、契約締結までお預かりし、締結後に、(2) の「入札保証金保管証書」および「入札保証金還付申請書」を提出していただいたうえで還付いたします。

なお、後述の契約保証金に充当することもできますので、充当を希望される場合は、「委任状」（様式別紙参照）についても、入札日当日に持参してください。

(4) 落札とならなかった場合は、即日還付いたします。入札終了後、(2) の「入札保証金保管証書」および「入札保証金還付申請書」を提出していただいたうえで還付いたします。

2 (群馬県財務規則第 1 9 8 ～ 2 0 0 条該当)

契約保証金とは、契約しようとするときに契約の相手方に納付していただく保証金で、契約の相手方の契約上の義務の完全な履行を確保するためのものです。

(1) 納付する金額の算定は以下例を参考にしてください。(落札金額×契約期間 5 年分の 100 分の 10 以上)

※ 百円未満は切り上げのうえ、千円単位での納付をお願いいたします。

例 1 【屋内設置自動販売機（ 物件番号 1 ・ 2 ） の場合

（消費税および地方消費税が落札金額に別途課税されます。）

契約保証金額＝（落札金額：入札書記載金額× 1 . 0 8）× 0 . 1 × 5 年

入札書記載金額 1 , 8 0 0 , 0 0 0 円

落札金額 1 , 9 4 4 , 0 0 0 円

契約保証金額 9 7 2 , 0 0 0 円以上必要→ 契約保証金額例： 9 8 0 , 0 0 0 円

例 2 【屋外設置自動販売機（ 物件番号 3 ） の場合

（消費税および地方消費税は非課税です。）

契約保証金額＝（落札金額＝入札書記載金額）× 0 . 1 × 5 年

入札書記載金額 1 , 8 0 0 , 0 0 0 円

落札金額 1 , 8 0 0 , 0 0 0 円

契約保証金額 9 0 0 , 0 0 0 円以上必要→ 契約保証金額例： 9 0 0 , 0 0 0 円

(2) 落札した場合、契約保証金は落札の日の翌日から起算して 5 日以内に納付しなくてはなりません。期間が短いため、入札終了直後に入札会場で保証金額を担当者までお伝えください。

また、入札保証金を契約保証金に充当する場合には、入札会場にて「委任状」（様式別紙）の提出をお願いいたします。

（３）落札者は、後ほどお渡しする「契約保証金納付書」に納入金額等を記載のうえ、落札の日の翌日から起算して５日以内に群馬銀行で納入してください。（入札保証金を充当する場合には、その分は差し引いて納入してください。）

（４）（３）により、群馬銀行より「契約保証金納付書」の一部である「契約保証金納付書兼領収証書・保管証書」が返却されます。下部にある「契約保証金納付済通知書」を「契約保証金提出書」に貼り付け、速やかに学校へ提出をお願いいたします。

（５）契約保証金は、契約期間終了までお預かりいたします。

（４）で契約期間終了時に群馬銀行より返却された「領収証書」の一部、「保管証書」は、契約保証金の還付を受ける際に必要となりますので、５年間は厳重に保管するよう、お願いいたします。

その他の還付を受ける際の手続きにつきましては、契約終了時に学校へお問い合わせください。

※ 本社が県外にある等の事情で、契約保証金の納付、および「契約保証金提出書」の代表者の印鑑（登録印）押印等に時間を要することが予想される場合には、落札後速やかに契約締結ができるよう、事前に準備をお願いいたします。